

参考資料（関連条文）

米国著作権法

107. Limitations on exclusive rights: Fair use

第107条 排他的権利の制限：フェア・ユース

Notwithstanding the provisions of sections 106 and 106A, the fair use of a copyrighted work, including such use by reproduction in copies or phonorecords or by any other means specified by that section, for purposes such as criticism, comment, news reporting, teaching (including multiple copies for classroom use), scholarship, or research, is not an infringement of copyright. In determining whether the use made of a work in any particular case is a fair use the factors to be considered shall include—

第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

米国著作権法

107. Limitations on exclusive rights: Fair use

第107条 排他的権利の制限：フェア・ユース

(1) the purpose and character of the use, including whether such use is of a commercial nature or is for nonprofit educational purposes;

(1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。

(2) the nature of the copyrighted work;

(2) 著作権のある著作物の性質。

(3) the amount and substantiality of the portion used in relation to the copyrighted work as a whole; and

(3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。

米国著作権法

107. Limitations on exclusive rights: Fair use

第107条 排他的権利の制限：フェア・ユース

(4) the effect of the use upon the potential market for or value of the copyrighted work.

(4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

The fact that a work is unpublished shall not itself bar a finding of fair use if such finding is made upon consideration of all the above factors.

上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。

日本語訳は、公益社団法人著作権情報センターによるもの
http://www.cric.or.jp/db/world/america/america_cla.html#107

改正著作権法 30条の4

【従来】

法律で定める一定の場合には、著作者の権利が制限され、許諾を得なくても自由に利用することを可能としていた。



新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作者の許諾を受けなければならない行為の範囲を見直した。

【改正後】

新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるように、ある程度抽象的に定めた「著作権の制限」規定を整備した。

改正著作権法 30条の4

第三十条の四（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

改正著作権法 30条の4

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)の用に供する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合

「思想又は感情を享受しない目的」の例示